

○青山総務課長 定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、嶋田委員長が御欠席でございます。

委員長代理に係る委員会決定の規定に基づき、熊澤委員長代理に以後の委員会会議の進行をお願いしたいと存じます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○熊澤委員長代理 それでは、ただいまから第119回個人情報保護委員会を開会いたします。

まず初めに、個人情報保護委員会議事運営規程第3条第5項の規定に基づき、9月6日に開催した第118回個人情報保護委員会の審議の結果を事務局より報告願います。

○青山総務課長 第118回個人情報保護委員会の御報告をいたします。議題は「監視監督について」でございます。

当該議題について御審議いただき、原案のとおり決定いたしました。

御報告は以上でございます。

○熊澤委員長代理 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

本日の議題は7つです。

まず、議題1「いわゆる3年ごと見直し（有識者ヒアリング）」です。

第86回委員会において御了承いただいたとおり、3年ごと見直しに関連して、幅広いステークホルダーへのヒアリングを行うこととしております。

本日は、個人情報保護に係る法制度等を熟知している人材という観点から、EUのGDPRにおけるデータ保護オフィサーの制度を含め、データ保護に精通し、データ保護人材の普及・促進活動にも取り組んでいらっしゃるIT-DEUTSCHLAND GLOBAL BUSINESS SOLUTIONS株式会社CEOダニエル・シュワルツ様のヒアリングを実施したいと思います。

シュワルツ様並びに通訳の方に会議に出席いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○熊澤委員長代理 それでは、出席を認めます。

（シュワルツCEO及び通訳入室）

○熊澤委員長代理 では、始めさせていただきます。

シュワルツ様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

それでは、早速ですが、御説明をお願いいたします。

○シュワルツCEO 皆様、おはようございます。

まだ、日本語を勉強中ですので、英語で説明させていただきます。

（以下の日本語による表記は個人情報保護委員会が仮訳したもの）

個人情報保護委員会の皆様、ダニエル・シュワルツと申します。IT-DEUTSCHLAND GLOBAL BUSINESS SOLUTIONSのCEOをしており、外部

DPO（欧州におけるデータ保護オフィサー）サービスの提供、またAIやブロックチェーンを含むプライバシー管理ツールにおけるイノベティブなITサービスの提供を重点的に行っています。

また、私自身も認証を受けたDPOでありまして、過去15年間、ITの分野でコンピューターサイエンスの専門家として仕事をしてまいりました。その中で、ビッグデータ及びAI環境分野におけるサイバーセキュリティとデータ倫理に焦点を当てて、ITの設計をしてまいりました。

本日は、マーストリヒト大学の法学部の機関である欧州プライバシー・サイバーセキュリティセンター（ECPC）の代表として出席しております。

本日はGDPRに基づいたDPOに焦点を当ててお話しさせていただきます。また、DPOの職務遂行のための認証に関して、どのような形で十分な知識があることを示すのかといった点をお話しさせていただきます。

ご参考までに、DPOの法的義務・役割・職務・責任については、EUの内部機構に適用される規則2018/1725及び、2016年4月に採択された、規則2016/679（GDPR）で定義されています。

DPOの主な職務はGDPR第39条に定義されており、データ保護や取扱業務に関する助言のほか、DPOはその機能として、データ主体が自身の権利を行使するのをサポートし、組織内においてその手続が適切に、正しく履行・維持されるようにしなければならないとされています。

ユーザーの権利については、GDPR第三章に定義されているように、通知を受ける権利、消去の権利、データポータビリティの権利等が挙げられます。

また、他の主要な構成要素として、第39条第1項の（d）及び（e）の定めにおいて、DPOは監督機関と協力しなければならない、さらに監督機関との主要なコンタクトポイントの役割を担わなければならないとされています。

これは個人的な見解ですが、多くの企業は内部あるいは外部のDPOに上記のような権限を与えることのメリットや価値に気づいていないために、初めのうちはためらいを持っています。DPOは、個人データの適正な取扱いを確認し、適法性を保つことで、企業をサポートするとともに、データ保護機関及びデータ主体との緊密な関係をサポートしています。DPOは「リーガル・テック」の専門家ですので、その貢献は法的義務に留まらなはずであり、ほかに組織をサポートできることはないか、考慮されるべきだと考えます。例えばソフトウェア開発においては、倫理基準を考慮しつつ、プライバシーとデータ保護の義務を遵守した堅牢なソリューションへと開発を導くことができると思います。

他のプライバシー関係の役職と比較した際の、DPOの特質は、DPOを保護するための追加的な保護措置が設けられていることです。例えば、GDPR第38条においては、DPOは独立して職務を遂行できなければならない、このため、利益相反が避けられない他の地位を兼ねることは認められないとされています。

そのほかにも、DPOは経営幹部のトップのみに報告義務がありますが、私の見解では、プロジェクト単位でのみ外部のDPOと契約している企業環境やプロジェクトにおいては、難しいかもしれません。それゆえ、DPOのコミットメントの範囲は明確でなければなりません。

さらに、私がDPOの非常に重要なポイントだと思うのは、秘密保持が法律で義務化されているというところです。これは、組織と、DPOとしての役割を担っている者との間の信頼関係を保護するという意味があります。

これまで申し上げてきたとおり、DPOは、組織や取扱業務の全体像だけでなく、ステークホルビリティ及び法令遵守の要件に関する将来像を把握することが重要であるため、複数の分野の専門家である必要があります。データ主体や企業をサポートするためにも、DPOはデータの取扱いに係る国際法、ITやプロジェクトマネジメント等も熟知し、中心的な役割を果たさなければなりません。言い換えれば、これらの要件により、新世代の「リーガル・テック」の専門家が生まれることとなります。

ECPICでは、これらのDPOの役割を遂行するために必須の知識やスキルが備わっているかを認証する、認証プログラムを設置しました。

マーストリヒト大学では、官民の専門家からの国際的なネットワークを活用し、最新の要件や進展をフォローアップしています。プログラム自体は、最も高いレベルでのスタンダードを確保するとともに、プライバシーに関するアカウントビリティの改善につなげるために、倫理的なアプローチに焦点を当てています。

本プログラムのコースは2017年に開設されましたが、多くの関心を集め、発展し続けています。1年当たり、6コースに300人以上が参加しており、ECPICではこれまで600人以上のDPOを認証してきました。

ネットワークを拡大し、国際的なデータの取扱いと理解のサポートを目的として、マーストリヒト大学では、認証コースを提供するために、他大学との連携を検討しており、現在、リトアニアのヴィリニウス大学、ポルトガルのリスボン大学と協力が行われているとともに、日本とブラジルとも交渉中であります。

学習によって知識が習得されれば、認証を受けることができますが、DPOの認証には、ECPIC-Bが必要であり、この認証を受けた後も、ディプロマ学位や修士号を取得することによって、知識を深めることが可能になります。

認証コースは一週間で行われ、中々ハードなプログラムですが、それだけの価値はあり、達成可能だと考えます。この一週間で、GDPR及び同法の義務に関する深い洞察だけでなく、それをどのように最も効果的な方法で実施するかについて学ぶことができ、DPOとしての職務を遂行する際の助けとなると思います。

資料からもお分かりになると思いますが、認証を受けるためには、2回の多肢式試験、グループ試験、最後の筆記試験、ケーススタディーをベースとした最終試験から成る、アカデミック・フレームワークに基づく、複数の試験に合格する必要があります。

国際的な大学連携の取組は、国境を越えて認証されるDPOという将来ビジョンを実現するためのものであり、十分に認定交渉により個人情報保護委員会と欧州委員会が達成した相互認証の取組並びに我々のプライバシー、子供たちの将来をサポートするものであります。

御清聴どうもありがとうございました。

○熊澤委員長代理 ありがとうございました。

ただいまの御説明について、御質問、御意見をお願いします。

小川委員、お願いします。

○小川委員 御説明をどうもありがとうございました。非常に示唆に富む説明で、とても良かったと思います。

お話の中で、DPOには、法律・IT・国際・ビジネス等の様々な領域を組み合わせた専門的な知識が必要とのことでしたが、我が国においても、データ保護について、法律と情報処理の双方を熟知する人材の育成が重要であると思っております。EU全体で見た際、DPOに限らず、このような異なる領域の知識を組み合わせることのできるデータ保護に関する民間人材の充足度はどのような状況でしょうか。

○シュワルツCEO 御質問どうもありがとうございます。

私も今、委員が仰ってくださったことに全く同感です。

私自身も元々のバックグラウンドはコンピューターサイエンスであり、法律も勉強しています。

法律の分野においても世界中で、テクノロジーの進化やイノベーションに追いつこうとする動きがありますが、ITも法律も構造が複雑であるため、この二つの異なる分野の専門性を同時に有する人材が不足しています。多くの大学も同様の問題意識を有しており、この分野に関連する修士課程等の教育課程が提供されていますが、「リーガル・テック」の育成は発展途上にあると言えます。2016年には、世界的に見ると、GDPRの対応のために、少なくとも7万人のDPOが必要になると試算されています。更に一歩進んで、国境を越えたDPOという新しい考えや法律と技術の進展も考慮すれば、人材はいよいよ足りません。個人的には、人材教育への一層の投資と啓発が専門家不足のギャップを埋めるためには必要であると考えております。

○熊澤委員長代理 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

加藤委員。

○加藤委員 どうもありがとうございました。非常に勉強になりました。

既にお話いただいた中にもあるかとは思いますが、GDPRも施行から1年が過ぎましたが、欧州におけるデータ保護オフィサー(DPO)の制度運営に関して、ドイツにおける従来からの経験も踏まえまして、もし課題等があれば、改めてお話しいただければと思います。よろしく願いいたします。

○シュワルツCEO 個人的な意見ですが、GDPRには解釈の余地があるため、企業がDPOを指名するにあたっては法的義務の観点から多くの困難があると考えます。例えば、企業が個人を監視しているかどうか、機微情報を取り扱っているかどうかということだけではなく、組織の種類に応じた個人データを含む取扱業務の規模によってもDPOは指名されます。

さらに、各国にはそれぞれ独自の上乗せ規制があります。例えば、ドイツでは、GDPRの他に連邦法、更に州法があり、組織内の従業員数に基づいてDPOを指名する追加の義務が含まれています。

これまでの私の経験に基づけば、一般的に、GDPR自体の解釈に多くの時間を費やすのではなく、EU加盟国のデータ保護当局との協力を当てるのがベストプラクティスです。この数か月間、多くの欧州のデータ保護当局が、GDPRに従い、特定の状況にどのように対処すべきか、ガイドラインを発出していますが、これは法令を遵守するために非常に有用です。もう一つのメリットは、欧州にあるデータ保護機関のネットワークの存在です。例えば、ドイツにガイドラインがない場合、英国のICOやフランスのCNILあるいは他の機関が公表しているガイドラインを参照することができます。

○熊澤委員長代理 よろしいですか。

藤原委員、よろしく申し上げます。

○藤原委員 大学教育と連携したグローバル人材の育成であることはよく理解しました。人材養成という観点からいえば、こうした養成機関はフランスや英国、ドイツにもあり、特にドイツでは、一般的な公務員研修の中に個人情報保護を学ぶ課程があると聞いています。御紹介のあったDPO育成課程は大学教育の中で学生を育てるということがポイントなのではないでしょうか。また、制度としてはドイツ等の民間企業の個人情報保護担当者の歴史があり、充実しているのではないのでしょうか。

○シュワルツCEO 御質問ありがとうございます。

私にとっては、現在と未来で何を達成したいのかということが問題です。

現在、我々は法的、技術的、倫理的なイノベーションに同時に直面するという非常に重要な動きの中にいます。この動きをサポートするため、分野横断的な経験を有する専門家が必要ですが、この不足を埋めるために、DPOコースが設計されました。しかし、迫りくる将来のイノベーションも考慮すると、私たちはこの動きの、ほんの始まりに過ぎません。

この動きを維持するには、また、法令に適合し、倫理的なソリューションを確保するためには、DPO、つまり「リーガル・テック」の専門家としての役割が必須となります。それゆえ、できる限り様々なレベルで教育することも重要で、単に大学で学生を育成することだけが鍵という訳ではないと考えます。

ドイツの「Ausbildung（職業訓練制度）」のような、より実用面に焦点を当てた職業教育の新しいフレームワークを確立する良い機会だと思いますが、それは市場の

発展とそのような専門家への需要にも依拠しています。大学生はそのようなトピックについてより深い洞察を有しており、大学も分野横断的なコースを提供し始めているため、学生たちはITや法律、倫理に特化したオプションを選ぶことができます。このことは、分野横断的な専門家を雇う機会が得られる企業にとって非常に有益なことです。

○藤原委員 ありがとうございます。

○熊澤委員長代理 ほかによろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、本日はシュワルツ様にお越しいただき、大変貴重な御説明を伺うことができました。

いただいた御意見を含め、今後の個人情報保護制度の議論に生かしてまいりたいと思います。

シュワルツ様におかれましては、本日は誠にありがとうございました。

○シュワルツCEO ありがとうございます。

○熊澤委員長代理 どうぞ御退席ください。

(シュワルツCEO及び通訳退室)

○熊澤委員長代理 資料1については、一部非公表の内容を含んでいますので、公表できる内容にしたものを公表したいと思います。よろしく願いいたします。

次に、議題2「いわゆる3年ごと見直し（GDPRの運用・対応状況）」について、事務局から報告をお願いします。

○事務局 議題2としまして、3年ごと見直しの論点の参考とするため、EUのGDPRにおいて導入されたプロファイリング及びデータポータビリティ権のEU企業やデータ保護機関における運用状況、課題認識等について、株式会社野村総合研究所に委託した調査を当委員会で取りまとめ、御報告するものでございます。

資料2-1が当委員会で取りまとめた資料、資料2-2は同社による報告書になっております。資料2-1を用いて御説明いたします。

まず、プロファイリングについてです。初めに、GDPRにおけるプロファイリングの位置付けについて、GDPRでは第4条に定義がありますが、個人を評価するために分析・予測するあらゆる形式の個人データの自動的な取扱いということで、大変広い定義がされています。データ処理の一つの方法であり、必ずしも追加的な保護措置が必要というわけではなく、第6条で定める取扱いの法的根拠を含め、企業がアカウントビリティを果たすべきものと説明する欧州のデータ保護機関もあります。

その上で第22条において、法的効果を発生させる、または重大な影響を及ぼすプロファイリングを含む専ら自動化された取扱いに基づく決定の対象とならないということが権利として規定されています。ただし、その例外を認めており、それは、契約の締結又はその履行のために必要となる場合、法律によって認められる場合、明示的な同意に基づく場合です。

企業においては、自らのプロファイリングのビジネスがGDPR上適法なのか、何を根拠として行うことができるのかということを考えることとなります。

調査から、対応は様々であり、企業は試行錯誤しているということが窺えます。

以下、主な事例として、与信目的、採用目的、マーケティングを掲げていますが、いずれも人間の判断が介在しているとか、あるいは法的効果を生じないということで、第22条の対象にはならないとしている場合が多く窺えます。

その上で、取扱いの適法性の根拠として、正当な利益、法的義務の遵守、契約履行、同意が挙げられています。

企業の課題認識ですが、1つ目はマーケティング目的のプロファイリングにおいて、同意を根拠にするのか、あるいは正当な利益を根拠とするのかということで、企業においては、対応は様々であり、そのような中、プロファイリングについては、データ保護方針等で説明を行うことにより、利用者とのコミュニケーションを図っていくべきだと考える企業もあります。

2つ目に、機械に委ねたほうがむしろ正確だといった場合に、どのように権利保護を図るべきなのかということを描いている企業もあります。

3つ目に、自動化が進み、第22条の「専ら自動化された取扱い」への該当の可能性が高まるという中で、正当な利益も第22条の例外の根拠とするということのニーズが高まっているということ。そのように例外を認めたとしても、自動化された意思決定の内容をチェックしたりすることはできるだろうかという指摘があります。

次に、データ保護機関にとっての課題認識ですが、執行のしづらさを含め、こちらも試行錯誤しているという様子が窺えます。

1点目は全体的な点ですが、利用者には目的や用途を明確にして、安全管理措置を施す必要があるところ、新しい規定のため手探りをしているといった意見。

2つ目として、過大な負荷をかけることなく、企業にどのように透明性の確保を図るよう求めていくのか、という課題認識。

3つ目として、プロファイリングの実態の把握の難しさを挙げているデータ保護機関があります。

続いて、データポータビリティの権利に移ります。GDPRにおいては、構造化され、一般的に利用され、機械可読性のある形式であれば、左側の囲いの中で示しているように、管理者からデータを受け取り、別の管理者に移すということが権利として認められています。

右側のケースでは、技術的に可能である場合は、直接、管理者から別の管理者へ移すことができるということを示しています。

EU企業の対応・課題認識ですが、EU企業におきましては、データポータビリティの権利の行使をほとんど受けていないとか、対応しようとしても、その方法が分からず、手探りの状態であるといったことが、調査から窺えます。

一方、企業においては、通常のデータ管理、データマッピングといった作業の中で、データポータビリティへの対応を行っているといった事例も見られます。

次に、データ保護機関にとっての課題認識ですが、こちらも取組みを模索しているということが窺えます。

囲いの中に記載していますが、欧州のガイドラインにおきましては、データ主体から提供を受けたデータのみならず、位置情報といった、いわゆる観察データもデータポータビリティ権の対象になると説明されている一方、一部には、位置情報については該当しないのではないかと指摘をしているデータ保護機関もあります。

最後に、民間における自主的な取組として、GDPRでデータポータビリティ権が新たに導入される以前から、我が国の情報銀行の取組と同様に、本人の関与によるデータ移転を円滑にするサービスや仕組みの運用が行われているという事例を取り上げております。

説明は以上でございます。

○熊澤委員長代理 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、御質問、御意見を申し上げます。

宮井委員、どうぞ。

○宮井委員 報告ありがとうございます。

私からは、企業のアカウントポータビリティについてという観点で意見を述べたいと思います。

今、報告にありましたように、GDPRにおけるプロファイリングの位置付けの大きな考え方として、最終的には企業がアカウントポータビリティを果たすべきものであると広く理解されている中で、今、報告いただきましたように、EU企業におきましても、あらゆる試行錯誤をしながらも、自らが個人データ処理の実態を踏まえて正当化の論拠を整理しながら、何とか説明責任を果たそうとしている現状がよく分かりました。

また、我が国におきましても、昨今起こりました事案なども鑑みますと、企業によるプロファイリングは増えていくと思いますが、それに対して、企業の透明性かつ納得のいく説明責任が社会からも求められてくるということでございますので、こういった観点は、これからの3年ごとの見直しの参考になるのではないかと思います。

○熊澤委員長代理 ありがとうございます。

ほかにごございますか。

藤原委員、どうぞ。

○藤原委員 報告ありがとうございます。

今日報告いただいたデータ保護問題の基本姿勢について、一般論ですけれどもお話をさせていただきたいと思います。

今日、具体的に出ましたプロファイリングやデータポータビリティの問題は、大変に難しい問題であると考えております。EUでも、熱心に議論はされているものの、決定打

は中々出ていないという状況にあるかと思っています。

例えば、プロファイリングは個人情報保護法制との関係では、以前からスコアリング、個人情報情報という形でEUにおいてはドイツなどを中心に、随分前から議論されているところです。私自身が思うに、憲法的な観点から言えば、プロファイリングやスコアリングというのは、人間の尊厳にまでたどり着く議論ではないかと思っています。つまり、「同意だけでは足りないのではないか」という議論が前からなされています。

一方、同じぐらいの論調として、「ビッグデータ時代に何をしてもならないというのはおかしい」という声もあるのは、私は当然だと思います。双方のバランスをどうとるかというのが大変難しい問題だと思います。

データポータビリティについては、競争法の観点が反映されている面もあるし、そもそも技術的に可能かどうかというレベルの議論もされており、中々執行や権利行使に至っていないということだと思います。

恐らくEUでもはっきり意識されていると思いますけれども、個人情報保護法制的にはどのような哲学をもって臨むか、バランスをどのように取るのかが問題であると言われており、私もそう考えています。

報告にあったとおり、欧州では企業もデータ保護機関も、GDPR施行後、模索の段階であり、いわゆる大変革が現在生じているということは言えないのだろうと思います。

しかしながら、企業もデータ保護機関も、消費者の信頼や期待に応える、あるいは透明性をどのように確保するか、真の同意とは何か、どのような要素を入れて正当な利益を考慮していくかということについては一生懸命考えられている。

そういう点では、データ保護のあるべき姿として、当委員会や我が国の法制にも、今日報告いただいたことは示唆を与えるのではないかと考えております。

以上です。

○熊澤委員長代理 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

頂いた御意見も含め、個人情報保護を巡る様々な状況について、各方面の意見を聞きながら、課題を整理、審議してまいりたいと思います。

特に修正等の御意見がないようですので、資料2-1及び2-2について原案のとおり公表したいと思います。よろしく願いいたします。

○熊澤委員長代理 続きまして、議題3「特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議題3につきまして、資料3と別紙を用いて報告いたします。

「1. 対象機関」については、都道府県、市区町村及び基礎項目評価を提出いただいた教育委員会等の2,204機関でございます。

「2. 報告内容及び報告結果」についてですけれども、平成31年3月31日現在における安全管理措置の実施状況並びにデータ入力業務における委託及び再委託の実施状況等につ

いて、機関ごとに報告を求めました。報告結果については別紙を御覧ください。

1点目、安全管理措置の実施状況について説明いたします。

規程及び事務の範囲、研修についてです。こちらは、ほとんどの機関が実施予定あるいは実施しているとの回答でございました。

次に、管理状況の把握についてです。監査及びログの分析・確認ということで、ほとんどが実施予定あるいは実施しているとの回答でした。未実施の機関においては、知識を持つ職員が少ない、実施するための体制が整備できていないなどの回答がございました。

これらの対応として、監査及びログの分析・確認についての手法が分からず実施できていない機関向けに、当委員会から平成31年3月に手引書を公表したところであり、引き続き、安全管理措置セミナー等で紹介を行っていきたいと考えております。

次に、システム及び機器等の管理についてです。こちらほとんど機関が実施しているとの回答でございました。

次に、データ入力業務における委託及び再委託の実施状況についてです。こちらについては、委託を実施していると回答した機関は約4割、再委託を実施していると回答した機関は約2割でした。

はじめに、委託先における特定個人情報等の取扱い状況の確認についてです。

①安全管理措置の事前確認、②契約期間中の取扱い状況の把握ともほとんどの機関が実施しているとの回答でありました。未実施の機関においては、契約書に安全管理措置の内容を記載することで足りると考えていたとの回答が多くありました。

②の契約期間中の委託先における特定個人情報等の取扱い状況の把握において、実施と回答した機関につきましては、委託先からの報告、委託先への現地確認等の確認方法により実施をしているとの回答がございました。

なお、未実施の機関につきましては、令和元年度中に実施に向けた体制を整備するという回答がほとんどでございました。

次に、再委託の許諾手続及び再委託先における特定個人情報等の取扱い状況の把握についてです。こちらも委託と同様、ほとんどの機関が実施しているとの回答があり、②許諾前における再委託先の事前確認及び③許諾後における再委託先の取扱い状況の把握について未実施の機関におきましては、委託と同様、契約書に安全管理措置の内容を記載することで足りると考えていたとの回答が多くありました。

未実施の機関につきましては、委託と同様、令和元年度中に実施に向けた体制を整備するとの回答がほとんどでございました。

委託及び再委託についての対応としましては、平成30年度に無許諾の再委託事案があったことを踏まえ、昨年11月に、関係機関に対しまして委託に関する適切な取扱いについての通知文を発出いたしました。

また、今年3月に当委員会から、再委託を含む委託先に対する監督についての手引書を公表したところでありまして、引き続き、安全管理措置セミナー等で啓発を行っていき

いと考えております。

以上、おおむね必要な措置が講じられていることを確認いたしました。

引き続き、地方公共団体等における特定個人情報の取扱いがより適切なものになりますよう、都道府県等の協力も得ながら、各種の取組を実施していきたいと考えております。

なお、本報告結果につきましては、委員会終了後、報道発表を予定してございます。

御報告は以上でございます。

○熊澤委員長代理 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を申し上げます。

中村委員、どうぞ。

○中村委員 報告の結果と、この定期報告に関して、委員会の役割についてコメントしたいと思います。

この定期報告は、今年度で3回目となります。過去の結果と比較してみたところ、今年も改善が見られ、ガイドラインに沿った特定個人情報の適切な取扱いが全体的には浸透しつつあると思われました。

今年度新たに追加された調査項目であるデータ入力業務における委託及び再委託に関しては、説明にありましたけれども、残念ながら、他の調査項目に比較すると、適切な取扱いを行っている機関の割合が低いという結果になりました。

しかし、この新たな調査項目への返答を通じて、委託や再委託というのは番号法に従って適切に実施しなければならないものだという事を各機関が再認識する良い機会になったのではないかと思います。

このように、この定期報告は、当委員会が単に自治体等の状況を把握するという事にとどまらず、全国2,000以上の対象機関が自らの特定個人情報の取扱いを再点検して、改善に取り組む機会となり得る当委員会の有意義な取組だと思えます。

また、当委員会にとっても、この委員会の啓発活動や情報提供をより効果的に行うための貴重な情報源としての役割も果たしています。

例えば、昨年度の結果等を踏まえて、今年の3月には自治体等の担当者に有効活用していただくための新たな資料を3つ、ホームページにアップいたしました。したがって、今年度も引き続き、今回の調査結果から得た情報や知見を活用して、特定個人情報の適切な取扱いの更なる普及に向けた当委員会の啓発活動やその他の取組に磨きをかけていく必要があると思えます。

以上です。

○熊澤委員長代理 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

では、今回の結果を踏まえ、地方公共団体において、より適切な取扱いが行われるよう、取組を進めてください。

それでは、修正等の御意見がないようですので、資料3について原案のとおり公表した

と思います。よろしく申し上げます。

次からの議題は、検査関係者以外の方は退席願います。

○熊澤委員長代理 議題4「監視監督について①」、事務局から報告をお願いします。

(内容については非公表)

○熊澤委員長代理 それでは、原案のとおり決定します。

続きまして、議題5も監視監督についてです。「監視監督について②」、事務局から説明をお願いします。

(内容については非公表)

○熊澤委員長代理 それでは、原案のとおり決定します。

なお、本件は社会的関心も高いことから、指導に関する資料を公表したいと思います。事務局において、公表の進めを進めてください。

次に、議題6「監視監督について③」、事務局から説明をお願いします。

(内容については非公表)

○熊澤委員長代理 次に、議題7、その他です。「地方公共団体情報システム機構の全項目評価書の公表について」、事務局から報告をお願いします。

○事務局 地方公共団体情報システム機構が作成しました「住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務 全項目評価書」につきましては、第117回の委員会において御承認いただいたところです。

御承認の際に決定いただいた「個人情報保護委員会による審査」への記載事項については、評価実施機関において、評価書に反映していただいております。

今般、8月30日付けでマイナンバー保護評価Web及び地方公共団体情報システム機構のホームページにて評価書が公表され、全項目評価に必要な全ての手続が終了しましたので、御報告いたします。

以上です。

○熊澤委員長代理 ありがとうございます。

ただいまの報告について、何か御質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

では、報告ありがとうございました。

本日の議題は以上です。

本日の会議の資料については、非公表の資料以外は、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○熊澤委員長代理 それでは、そのように取り扱います。

それでは、本日の会議は閉会といたします。事務局から今後の予定を説明願います。

○青山総務課長 次回の委員会は、9月27日金曜日の14時30分から行う予定でございます。

本日の資料につきましては、ただいまの決定どおりに取り扱います。

本日は、誠にありがとうございました。